

JFA サッカー施設整備助成 2024 交 付 要 項 (案)

2024年9月19日承認

(趣旨)

- 第1条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）が、都道府県サッカー協会等が行うサッカー施設の整備事業に対し、助成を行うものである。
- 2 この要項は、登録者増加に向けたJFAサッカー施設整備助成金2024（以下、JFAサッカー施設整備助成金2024）の交付に関して、必要な事項を定めるものである。
- 3 都道府県サッカー協会は、この助成を受けて整備される施設を最大限活用し、登録選手数の増加を目指すものとする。

(定義)

- 第2条 この助成金による助成の対象となる事業を「助成対象事業」とする。
- 2 この助成金による助成の対象となる者を「助成対象者」とする。
- 3 この助成金による助成の対象となる経費を「助成対象経費」とする。
- 4 この助成金による助成事業を行う者を「助成事業者」とする。
- 5 第4項の「助成事業者」が助成金を財源の全部又は一部として補助する事業を「間接助成事業」とし、「間接助成事業」を行うものを「間接助成事業者」とする。
- 6 第3項の「助成対象経費」により取得し、又は効用の増加した財産を「取得財産等」とする。

(助成の対象となる事業等)

- 第3条 この助成金による助成対象事業は以下とし、助成対象者並びに助成対象経費等の詳細は別記の「JFAサッカー施設整備助成事業2024実施要領」に定めるとおりとする。
- 【助成区分1】複合多機能型施設整備助成事業（都道府県フットボールセンター含む）
- 【助成区分2】地区サッカー施設整備助成事業

(期間及び予算枠)

- 第4条 この助成金の「助成対象事業」の実施期間は、2025年4月から開始し、2028年3月までを第一期とする。第二期は2031年3月までとして想定するが、その際の第二期の助成内容については2026年12月を目処に検証のうえ判断する。
- 2 この助成金の財源はJFAサッカー施設整備2023で未活用となった原資に加え、JFAの特定積立預金を原資とし、前条に掲げた事業に対して、申請のあった都道府県サッカー協会が以下の条件を前提として活用することができる。
- 各都道府県サッカー協会は本事業において最大1億円活用し申請することができる
但し、JFAサッカー施設整備助成2023を活用したFAについては、その制度において活用された金額を減じるものとする

(助成金交付要望書の提出)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付要望書を、別に定めるところに

従い、JFA に提出するものとする。

(交付の内示)

第6条 JFA は、前条の規定による助成金交付要望書の提出があったときは、これを審査し、助成しようとする事業及び交付しようとする助成金の額を内定し、その助成金交付要望書を提出した者に助成金交付の内示を行うものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の規定による内示を受領した者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書を、別に定めるところに従い、JFA に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 JFA は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、その申請を行った者に助成金交付決定通知書を送付するものとする。

2 JFA は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知を受領した者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に、助成金交付申請取下げ書をJFA に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要項に基づくJFA の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第11条 助成事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書をJFA に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

ア 当該施設の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず、かつ第6条第1項により交付された助成金の額に影響を及ぼさない範囲内の設計変更をする場合

イ 第6条第1項により交付された助成金の額に影響を及ぼさない範囲内で、助成事業ごとの助成対象経費の10%以内の額を変更する場合

2 第6条第1項の規定は、前項の場合において準用し、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成事業者に送付するものとする。

3 JFA は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第 12 条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書を JFA に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第 13 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに JFA に報告し、その指示を受けなければならない。

2 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、助成金の交付の決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、期間延長承認申請書を JFA に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延長する必要がある場合は、この限りでない。

(支払申請)

第 14 条 助成事業者が、助成金の支払いを申請するときは、助成金支払申請書を JFA に提出しなければならない。

(状況報告)

第 15 条 助成事業者は、助成事業の遂行及び支出状況について JFA から報告を求められたときは、速やかに助成事業状況報告書を JFA に提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

第 16 条 JFA は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 JFA は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 17 条 助成事業者は、助成事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日までに助成事業実績報告書を JFA に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 18 条 JFA は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が、助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書を当該助成事業者に送付するものとする。

(是正のための措置)

第 19 条 JFA は、第 17 条の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の実施結果が、助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第 18 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の決定の取消し等)

第 20 条 JFA は、第 12 条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (2) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (3) 助成事業者が、その他この要項に違反した場合
- (4) 間接助成事業者が、当該助成金を間接助成事業以外の用途に使用した場合
- (5) 間接助成事業者が、間接助成事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (6) 間接助成事業者が、その他この要項に違反した場合
- (7) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2 前項の(1)から(7)の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 JFA は、第 1 項の(7)の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、JFA が認めた場合に限り、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第 21 条 JFA は、前条の規定により助成金の交付の決定、若しくは確定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 1 項の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。

(調査等)

第 22 条 JFA は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成事業者若しくは間接助成事業者に対し報告をさせ、又は JFA 職員その他 JFA が指定する者にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 JFA は、前項の規定による調査等により、当該助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(財産の管理、改修等)

第 23 条 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、少なくとも 20 年間は、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 第 1 項の規定に反し、助成金の交付の目的以外に施設が運用される場合、JFA は助成金の返還を要求する場合がある。

3 第 1 項の規定の通り、助成事業者は助成を受けた施設を少なくとも 20 年間は維持管理することが求められるが、その間に発生する芝生や施設、設備等の改修にかかる費用については自らが計画的に準備するものとし、JFA が改修費用を助成することはない

(財産処分の制限)

第 24 条 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の設備、機械及び器具については、別に定める期間内において、JFA の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 JFA は、前項の場合において、承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その

収入の全部又は一部を JFA に納付させることができる。

(助成金の経理)

第 25 条 助成事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者（都道府県／市町村を除く。）は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設けておかなければならない。

3 助成事業者は、第 1 項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第 26 条 助成事業者は、助成事業の実施に際し、別に定めるところにより助成金による助成事業である旨の記載及びロゴマークの表示を行わなければならない。

(助成事業の公開等)

第 27 条 助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 JFA は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第 28 条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第 29 条 この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附 則

1 この要項は、2024 年 9 月 19 日から施行する。

JFA サッカー施設整備助成事業 2024 実施要領

【助成区分1】

1. 「複合多機能型施設」の定義

複合多機能型整備助成事業の対象となる施設は次の各号の全てを満たす施設であるものとする。

- 1) 次号に定義される都道府県フットボールセンターであること
- 2) 上記に加え、スポーツ単機能のみならず、併設エリアに商業施設や保育園など他の機能を有する施設が一体的に設けられ、地域コミュニティの活性化に資する施設であること

2. 「都道府県フットボールセンター」の定義

都道府県フットボールセンター整備の対象となる施設は次の各号の全てを満たす施設であるものとする。

- 1) 都道府県サッカー協会が、当該施設の総稼働日数のうち、5分の4の日数を利用できる権利を有する施設
- 2) 人工芝グラウンド1面（天然芝グラウンドの場合は3面以上）及び夜間照明設備、クラブハウスの3点を隣接して備えている施設
- 3) 人工芝グラウンドについてはJFAが提示する人工芝ガイドラインを遵守すること

3. 助成対象事業

1) 助成対象事業は、「複合多機能型施設（都道府県フットボールセンター含む）」の整備事業のうち、次の各号に該当する事業とする。

- ① 天然芝グラウンド新設・改修
- ② 人工芝グラウンド新設・改修
- ③ 夜間照明施設新設・改修
- ④ クラブハウス新設・改修
- ⑤ フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等整備・改修

2) いずれの整備事業を行う場合においても、整備においてはJFAのアクセス・フォー・オール宣言 (https://www.jfa.jp/about_jfa/accessforall/) の観点を十分に意識したうえで計画策定を行い、また環境問題（特に人工芝グラウンド整備）に配慮した施設づくりを強く推奨する

4. 助成対象者

助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 都道府県サッカー協会
- 2) 都道府県／市（特別区を含む）町村
- 3) NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、又は一般社団法人格を有するスポーツ（サッカー）クラブで、かつJFAに少なくとも1チーム以上がチーム登録をしているスポーツ（サッカー）クラブ。但し、Jクラブ/WEクラブの下部組織等のJクラブ/WEクラブに直接的に関係するクラブについては、NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、又は一般社団法人格を有するスポーツ（サッカー）クラブであれば、JFAへのチーム登録の有無は問わない。

4. 助成対象経費及び助成金の額等

1) 天然芝グラウンド新設・改修

- ① 助成対象経費の内容は、グラウンドを整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、散水設備整備、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、ピッチ1面あたりの助成対象経費の助成率および限度額については本項別表のとおり
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を1面以上確保できる面積を有するグラウンドとする。但し、人工芝ピッチを持たず、天然芝グラウンドだけで整備する場合は、天然芝ピッチを3面以上が確保できなければならない。
- ④ 助成対象事業の実施にあたっては、整備の手法や工事の仕様等に関し、本協会が監修を行うものとする。

2) 人工芝グラウンド新設・改修

- ① 助成対象経費の内容は、グラウンドを整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、人工芝の敷設等に要する本工事費、マイクロプラスチック流出対策に要する経費及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の助成率および限度額については本項別表のとおり
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を1面確保できる面積を有するグラウンドとする。

3) 夜間照明施設新設・改修

- ① 助成対象経費の内容は、夜間照明施設を整備するための、投光器、ポール、装柱材料、分電盤、変圧器、配線等の工事費、及び工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額の助成率および限度額については本項別表のとおり
- ③ 助成の対象となる施設は、照明しようとする面積（以下「被照明面積」という）に対し、四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が200ルクス以上であり、また、被照明面積が7,140㎡（縦長105m×横幅68m）以上であること。なお、被照明面積は、ポール及び障害物から50cm以上離れた内側の線をもって測定し、算出するものとする。

4) クラブハウス新設・改修

- ① 助成対象経費の内容は、クラブハウスを整備するため、若しくは、施設を全面的に改造するほか、施設の一部を転用するなど内部改造を行うことにより、クラブハウスの機能を充実させるための、建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組み、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等の本工事費、及び当該工事に係る電気、給排水衛生等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。ただし、改築の場合、解体費、撤去費は助成対象経費に含めない。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額の助成率および限度額については本項別表のとおり

③ 助成の対象となる施設は、事務室、会議室、談話室、更衣室、用具室、シャワー室、医務室、カフェテリア、調理室、トレーナー室、託児室等、クラブハウスに必要な室で構成し、延床面積が 250 m²以上とする。なお、設計、仕様等に関しては、あらかじめ JFA の承認を得るものとする。

5) フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等整備新設・改修

① 助成対象経費の内容は、フットサルやビーチサッカーを行うための施設を整備するため、若しくは、屋内サッカー場や屋根付きのサッカー場を整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、散水設備整備、人工芝や砂の表層工事、建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組み、壁、造作、建具、防球フェンス、仕上げ及び施設に固定して設けたれた諸設備等の本工事費、及び当該工事に係る電気、給排水衛生等の附帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の 100 分の 1 を限度）とする。

② 上記のうち、助成対象経費の助成率および限度額については本項別表のとおり

5. 計画の策定／助成金の申請等

1) 助成金の申請にあたっては、助成対象者は、「都道府県フットボールセンター整備・運営計画書」及び「当該施設を活用した登録者増加に向けた計画書」を、別に定めるところに従い提出し、JFA の承認を受けるものとする。但し、助成対象者が都道府県、若しくは市町村の場合は、都道府県サッカー協会と協議の上、両者の同意に基づき、「都道府県フットボールセンター整備・運営計画書」を作成するものとする。

2) 助成金の申請は、助成対象者がそれを行う。但し、助成申請者が都道府県、若しくは市町村の場合は、都道府県サッカー協会を通じて、助成申請者が助成金の申請を行うものとする。

6. その他

1) 都道府県、若しくは市町村が交付要望書を提出する事業にあつては、直近の議会で予算が議決されることが見込まれる事業であることとする。

2) 交付要項第 22 条第 1 項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）」を準用するものとする。

必要であるにも関わらず、助成対象者において施設の改修が行われない場合は、本助成金交付要項第 23 条 3 に反したものと見做し、助成金の返還を要求する場合がある。

5) その他、本要項及び本実施要領に定める事項に反した場合も、助成金の返還を要求する場合がある。

【助成区分 2】地区サッカー施設整備助成事業

1. 「地区サッカー施設」の定義

地区サッカー施設整備助成事業の対象となる施設は次の各号の全てを満たす施設であるものとする。

- 1) 都道府県サッカー協会や支部・地区／市区郡町村サッカー協会の各種事業や、地域のサッカークラブ等の活動拠点となるサッカー施設

2. 助成対象事業

- 1) 助成対象事業は、「地区サッカー施設」の整備事業のうち、次の各号に該当する事業とする。

- ①天然芝グラウンド新設・改修
- ②人工芝グラウンド新設・改修
- ③夜間照明施設新設・改修
- ④クラブハウス新設・改修
- ⑤フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等新設・改修

- 2) いずれの整備事業を行う場合においても、整備においては JFA のアクセス・フォー・オール宣言 (https://www.jfa.jp/about_jfa/accessforall/) の観点を十分に意識したうえで計画策定を行い、また環境問題（特に人工芝グラウンド整備）に配慮した施設づくりを強く推奨する。

3. 助成対象者

助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 都道府県サッカー協会
- 2) NPO 法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、又は一般社団法人格を有する支部・市区／市区郡町村サッカー協会
- 3) 都道府県／市（特別区を含む）町村
- 4) NPO 法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、又は一般社団法人格を有するスポーツ（サッカー）クラブで、かつ JFA に少なくとも 1 チーム以上がチーム登録をしているスポーツ（サッカー）クラブ。但し、Jクラブ/WE クラブの下部組織等の Jクラブ/WE クラブに直接的に関係するクラブについては、NPO 法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、又は一般社団法人格を有するスポーツ（サッカー）クラブであれば、JFA へのチーム登録の有無は問わない。

4. 助成対象経費及び助成金の額等

1) 天然芝グラウンド新設

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、散水設備整備、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の 100 分の 1 を限度）とする。
- ② 上記のうち、ピッチ 1 面あたりの助成対象経費の限度額及び助成金の額の限度額は本項別表のとおり
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。
- ④ 助成対象事業の実施にあたっては、整備の手法や工事の仕様等に関し、本協会が監修を行うものとする。

2) 人工芝グラウンド新設事業

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、人工芝

の敷設等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。

- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額及び助成金の額の限度額は本項別表のとおり
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。

3) 夜間照明施設新設事業

- ① 助成対象経費の内容は、夜間照明施設を整備するための、投光器、ポール、装柱材料、分電盤、変圧器、配線等の工事費、及び工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額及び助成金の額の限度額は本項別表のとおり
- ③ 助成の対象となる施設は、照明しようとする面積（以下「被照明面積」という）に対し、四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が200ルクス以上であること。なお、被照明面積は、ポール及び障害物から50cm.以上離れた内側の線をもって測定し、算出するものとする。

4) クラブハウス新設事業

- ① 助成対象経費の内容は、クラブハウスを整備するため、若しくは、施設を全面的に改造するほか、施設の一部を転用するなど内部改造を行うことにより、クラブハウスの機能を充実させるための、建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組み、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等の本工事費、及び当該工事に係る電気、給排水衛生等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。ただし、改築の場合、解体費、撤去費は助成対象経費に含めない。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額及び助成金の額の限度額は本項別表のとおり
- ③ 助成の対象となる施設は、事務室、会議室、談話室、更衣室、用具室、シャワー室、医務室、カフェテリア、調理室、トレーナー室、託児室等、クラブハウスに必要な室で構成し、延床面積が250㎡以上とする。なお、設計、仕様等に関しては、あらかじめJFAの承認を得るものとする。

5) フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等整備事業

- ① 助成対象経費の内容は、フットサルやビーチサッカーを行うための施設を整備するため、若しくは、屋内サッカー場や屋根付きのサッカー場を整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、散水設備整備、人工芝や砂の表層工事、建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組み、壁、造作、建具、防球フェンス、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等の本工事費、及び当該工事に係る電気、給排水衛生等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額及び助成金の額の限度額は本項別表のとおり

5. 計画の策定／助成金の申請等

- 1) 助成金の申請にあたっては、助成対象者は、「地区サッカー施設整備・運営計画書」を、別に定めるところに従い提出し、JFAの承認を受けるものとする。但し、助成対象者が支部・地区／市区郡町村サッカー協会、若しくは都道府県、市町村、サッカークラブ等の場合は、都道府県サッカー協会と協議の上、両者の同意に基づき、「地区サッカー施設整備・運営計画書」を作成するものとする。いずれの助成対象者による整備案件の場合も都道府県サッカー協会は「当該施設を活用した登録者増加に向けた計画書」を別に定めるところに従い提出すること。
- 2) 助成金の申請は、助成対象者がそれを行う。但し、助成申請者が支部・地区／市区郡町村サッカー協会、若しくは都道府県、市町村、サッカークラブ等の場合は、都道府県サッカー協会を通じて、助成

申請者が助成金の申請を行うものとする。

6. その他

- 1) 都道府県、若しくは市町村が交付要望書を提出する事業にあつては、直近の議会で予算が議決されることが見込まれる事業であることとする。
- 2) 交付要項第 22 条第 1 項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）」を準用するものとする。
- 3) 助成対象となった施設の大規模及び小規模の改修は、助成対象者で確実にできること。施設の改修が必要であるにも関わらず、助成対象者において施設の改修が行われない場合は、本助成金交付要項第 22 条に反したものと見做し、助成金の返還を要求する場合がある。
- 4) その他、本要項及び本実施要領に定める事項に反した場合も、助成金の返還を要求する場合がある。

以 上

別表 助成限度額および助成率一覧表

助成区分		助成対象事業	助成対象経費上限額	助成限度額	助成率			助成対象者
					複合新設	フットボールセンター-新設	改修	
1	複合多機能型施設整備助成事業 (フットボールセンター-含む)	天然芝	上限なし	1億円	75%	75%	30%	・47FA ・地方自治体 ・クラブ ・市町村協会
		人工芝				50%		
		夜間照明						
		クラブハウス						
		フットサルピ -チ・屋内 サッカー場 等						

助成区分		助成対象事業	助成対象経費上限額	助成限度額	助成率		助成対象者
					新設	改修	
2	地区サッカー施設	天然芝	2000万円	最大1500万円	75%	30%	・47FA ・地方自治体 ・クラブ ・市町村協会
		人工芝	9000万円	最大4500万円	50%		
		夜間照明	3000万円	最大1500万円			
		クラブハウス	3000万円	最大1500万円			
		フットサルピ -チ・屋内 サッカー場 等	3000万円	最大1500万円			